

第8回保土ヶ谷区西谷地区住居表示検討委員会

日時：令和元年12月12日（木）

午後4時から

会場：西谷地区センター

次 第

1 開会

2 議題

- (1)住居表示実施案の地元説明会の開催状況について 資料1、資料1別紙
- (2)基礎調査の実施について 資料2-1、資料2-2
- (3)今後のスケジュールについて 資料3

3 閉会

保土ヶ谷区西谷地区住居表示実施案に係る地元説明会について

1 対象者

保土ヶ谷区西谷地区住居表示実施予定範囲の住民（法人、事業所等を含む） 約 3,500 世帯

2 説明会概要

(1) 説明会開催に係る資料の配付

令和元年 10 月 15 日に、地元説明会開催に関する案内及び住居表示の概要に関する資料を配付しました。

(2) 保土ヶ谷区西谷地区住居表示実施案に関する地元説明会について

令和元年 11 月～12 月に計 4 回、説明会を開催し、新町名・新町区域案等について説明を行いました。

ア 開催日時等

開催日時		開催場所	来場者数
令和元年 11 月 29 日（金）	19 時 00 分～	西谷地区センター 体育室	55 名
令和元年 11 月 30 日（土）	10 時 00 分～		58 名
令和元年 12 月 4 日（水）	19 時 00 分～	西谷地区センター 小・中会議室	28 名
令和元年 12 月 8 日（日）	14 時 00 分～		32 名
計			173 名

イ 説明事項

(ア) 住居表示制度について

- ・住所の表示方法の違い
- ・住所の付け方

(イ) 新町名・新町区域案について

- ・新町名案を決定した経緯
- ・新町区域案を決定した経緯

(ウ) 住居表示実施に伴う住所等の変更手続について

- ・住所等の変更手続が必要なもの、不要なもの

3 主な質疑応答

別紙 1 のとおり

保土ヶ谷区西谷地区住居表示実施案の地元説明会の主な質疑応答について

	主な質問	回答内容
◇住居表示全般について		
1	新住所はどのタイミングで分かるのか。	住居表示実施の約1か月前に「住居表示変更通知書」を送らせていただきます。この通知書に新住所を記載いたします。
2	1つの建物が取り壊され、複数の新しい建物が建設された場合の新住所のつけ方はどうなるのか。	例えば、「西谷三丁目20番1号」の建物が取り壊され、新しい建物が3棟建った場合、「西谷三丁目20番1-1号、1-2号、1-3号」と新住所をつけることとなります。
3	建物が建っていない駐車場などの住所の表し方はどうなるのか。	「街区番号」を用いて表す方法と「地番」を用いて表す方法の2つの表し方があります。 (例) 1つ目は「西谷三丁目20番(街区番号を用いて表す場合)」と表す方法。 2つ目は「西谷三丁目742番地(地番を用いて表す場合)」と表す方法。
4	アンケートの回答率が低いようだが、もう一度アンケートを実施する予定はないのか。	アンケートを再実施する予定はありません。

	主な質問	回答内容
◇住所変更手続について		
5	チラシに年金受給者で住民票コードを届けていない方は手続が必要と記載してあるが、毎年、誕生日月に年金受給者現況届が届いている人という理解で問題ないか。	お見込みのとおりです。
6	郵便物は1年間旧住所でも届くとのことだが、過ぎてしまった場合はどうなるのか。	1年間は配達されると聞いておりますので、1年以内に変更手続をお願いします。
7	マイナンバーカードなどについて役所で手続をお願いできないか。	マイナンバーカードなどについては、ご本人がカードを所有しているため、カードの券面変更ができないこと、また、法令上、ご本人様が手続を行うこととなっていることから、お手続をお願いしています。
8	賃貸の場合は何か手続をする必要があるのか。	不動産の管理会社に確認をお願いします。
9	不動産登記変更手続について出張サービスなどはできないのか。	法務局に要望を伝えさせていただきます。

10	不動産登記変更手続をする際に司法書士などに頼むことができると思うが、費用について、横浜市の方で負担してもらうことはできないのか。	恐れ入りますが、ご本人によるご負担をお願いいたします。 なお、ご本人様でもスムーズに手続ができるように不動産登記手続に関する説明会も開催を予定しておりますので、ぜひご参加ください。
11	不動産登記変更手続において、本人確認資料の提示は必要なのか。また、代理人での手続は可能なのか。	本人確認資料の提示は不要と聞いております。また、委任状をご用意いただければ、代理人での手続も可能と聞いております。
12	不動産登記変更手続には期限があるのか。	手続の期限はありません。不動産を売買・相続・贈与などをする際に併せて行っていただいで問題ありません。
13	高校へ通っている場合、届出は必要なのか。	県立、市立、私立問わず、高校へのご連絡をお願いします。
14	国家資格を取得した際に本籍の登録を行っているが、手続は必要なのか。	国家資格の登録情報は都道府県までとなっていますので、手続は不要です。
15	本籍を住所と同じ表記にすることはできないのか。	転籍という手続が必要になりますが、ご希望により、「西谷〇丁目〇番」までは一緒にすることができます。
16	固定電話は手続不要とのことだったが、インターネットを利用した電話回線を契約している場合は、手続が必要なのか。	お手続をお願いします。

	主な質問	回答内容
◇その他について		
17	チラシなどについて平成と令和の表記が混在しており、わかりにくいので、西暦を併記してもらえるとありがたい。	承知いたしました。
18	今後、訪問調査を行うとのことだが、調査員は名刺などを持っているのか。	調査は委託で行っており、市から委託したことが分かるように、腕章を必ず身に着けます。また、身分証明書も携帯します。
19	調査員などの業者の名前などは事前に知ることができるのか。	委託業者については事前に配付する予定のチラシに記載する予定です。
20	仕事をしており、調査員に会うことができない可能性があるため、調査の時間を調整できるようにはならないのか。	世帯ごとに調査の時間を調整することは難しいですが、お会いできない場合は、調査用のハガキをポストに投函しますので、記載し、ご返送くださいますようお願いいたします。
21	本日の議事内容について発信することは考えているのか。	Web ページで公開する予定です。

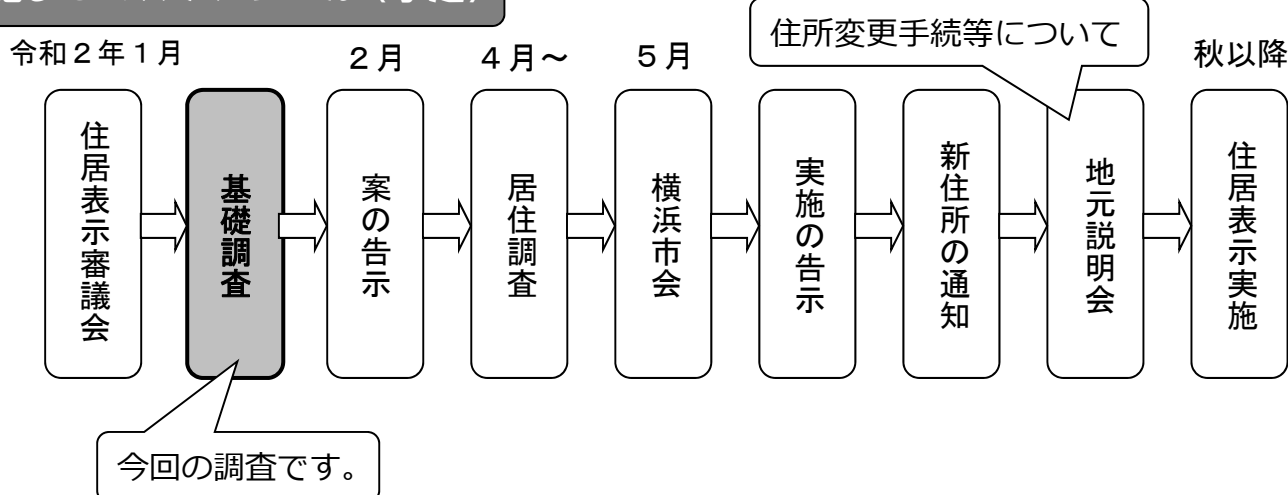
保土ヶ谷区西谷地区住居表示実施に伴う 調査実施のお知らせ

調査期間：令和2年1月から3月末まで

皆様がお住まいの地域は、令和2年秋以降の住居表示の実施（住所の変更）に向けて、準備を進めています（これまでの経過は裏面をご参照ください）。

つきましては、新住所を設定するにあたり、お住まいの地域で令和2年1月から、横浜市の委託業者が建物の配置や道路形状等を確認する「**基礎調査**」を行いますので、お知らせします。

実施までのスケジュール（予定）



◇基礎調査（今回の調査）

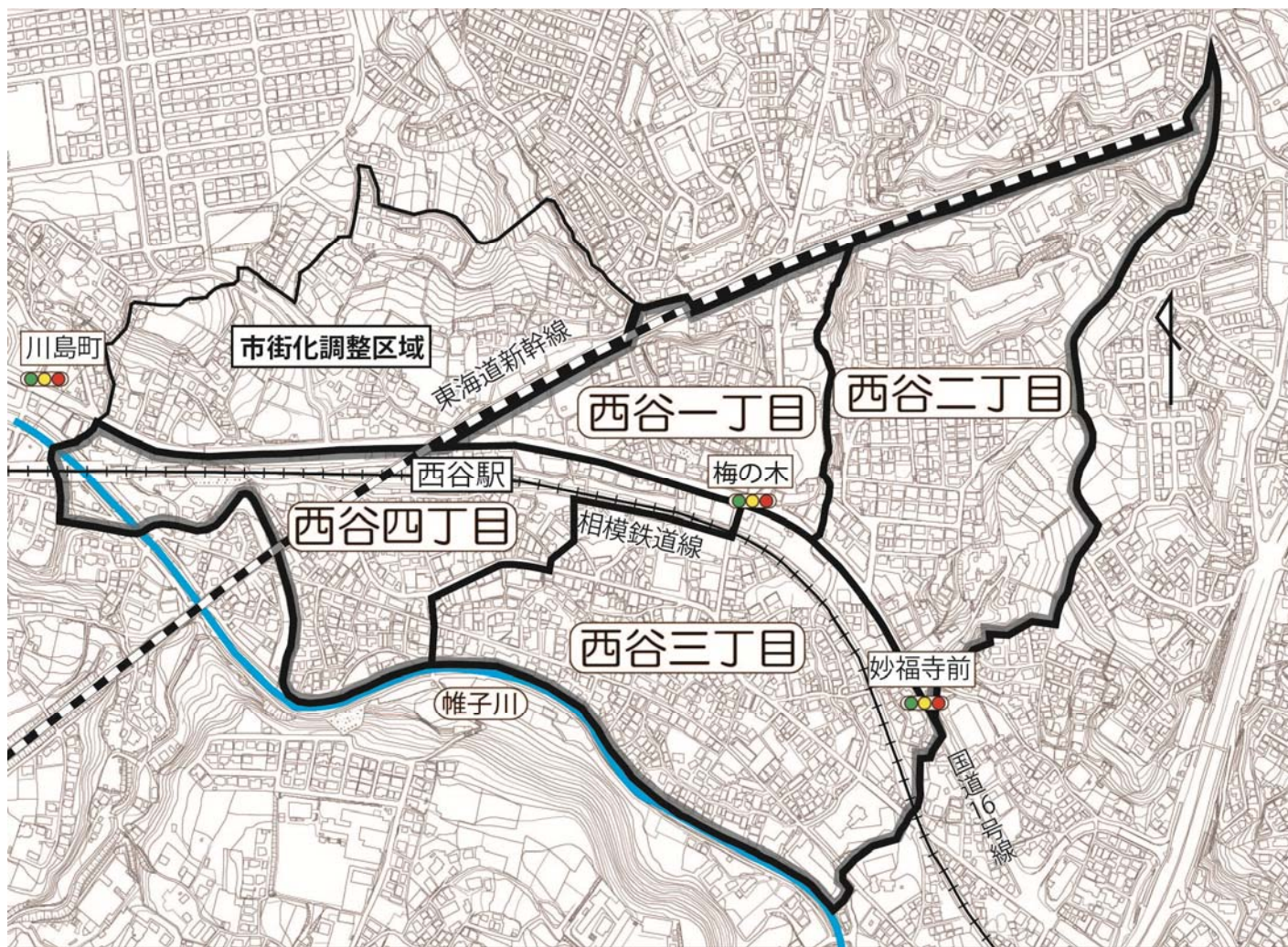
新住所の街区番号（○番）及び住居番号（○号）を設定するために、建物の配置や道路の形状等を調査します。調査員がご自宅や事業所等を訪問することはありません。

調査員は横浜市が貸与する腕章と、身分証を所持しています。

【お問合せ】 横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL：045（671）2320 FAX：045（664）5295
E-mail：sh-juukyo@city.yokohama.jp

裏面もご覧ください

西谷地区住居表示新町区域案図



皆様のご住所は、令和2年秋以降に次のとおり変更することを予定しています。

【実施前】 保土ヶ谷区 西谷町〇〇〇番地〇〇

【実施後】 保土ヶ谷区西谷〇丁目〇〇番〇〇号

西谷地区住居表示の検討経過等について

皆様がお住まいの地域には、同番地が多い、同じ住所を使用している建物が複数存在している等により、住所の連続性が失われてしまっているところがあります。

住居表示制度により住所を新しく設定しますと、住所が分かりやすくなります。西谷町では、平成29年11月に、西谷町の連合町会、各町会及び西谷商栄会から住居表示実施のご要望をいただきましたことから、地元の自治会・町内会の代表者等からなる「保土ヶ谷区西谷地区住居表示検討委員会」を設置し、新町区域・新町名案の検討を進めてまいりました。

なお、皆様がお住まいの地域におきましては、第7回検討委員会（平成31年4月11日開催）で、町名や町区域などの本住居表示実施案がまとまりましたので、令和元年11月～12月に計4回にわたり、お住いの皆様向けに説明会を行いました。

保土ヶ谷区西谷地区住居表示実施に伴う

調査実施のお知らせ

調査期間：令和2年1月から3月末まで

皆様がお住まいの地域は、令和2年秋以降の住居表示の実施（住所の変更）に向けて、検討委員会でまとまりました案を基に準備を進めています。

つきましては新住所を設定するにあたり、お住まいの地域で1月から、横浜市が委託した業者が建物配置や道路形状等を確認する「基礎調査」を行いますので、お知らせします。

今回行う調査について

◇基礎調査

新住所の街区番号（○番）及び住居番号（○号）を設定するために、建物の配置や道路の形状等を調査します。調査員がご自宅や事業所等を訪問することはありません。

調査員は横浜市が貸与する腕章と、身分証を所持しています。

皆様のご住所は、令和2年秋以降に次のとおり変更することを予定しています。

【実施前】保土ヶ谷区 西谷町
○○番地○○



【実施後】保土ヶ谷区 西谷○丁目
○○番○○号

新町区域案図



【検討経過】

検討経過などについては、インターネットで順次公開しています。

横浜市 住居表示

検索

【お問合せ】

横浜市民政局窓口サービス課
住居表示担当

〒231-0017

横浜市中区港町1丁目1番地

電話：045-671-2320

FAX：045-664-5295

今後のスケジュールについて

《今後のスケジュールについて（予定）》

	予定	配付物等
11月～12月	案の地元説明会開催	案の地元説明会の開催チラシ
12月12日	第8回検討委員会 ・案の地元説明会の開催状況について ・基礎調査の実施について（1月～3月）	
12月		基礎調査開始のチラシ
令和2年1月～2月	検討委員会休会	
1月	住居表示審議会の開催	
2月	実施案の告示	
1月～3月	基礎調査の実施	
3月	第9回検討委員会 ・居住調査の実施について（4月～） ・住所変更手続等に関する地元説明会について ・不動産登記説明会について	
4月～	居住調査の実施	居住調査開始のチラシ（全戸配付）
5月	横浜市会へ住居表示実施案を提出	
以下、市会での実施案可決を条件とします。		
～秋頃	実施の告示	
		・しおりセット（※） ・住居表示変更通知書
	手続きに関する地元説明会の開催	
	住居表示の実施	本籍更正通知書
	不動産登記説明会の開催	

※しおりセットの内容物：住居表示のしおり、新旧対象案内図、町名板・住居番号表示板、郵便番号のお知らせチラシ、お知らせはがき、不動産登記申請書、地元説明会のお知らせのチラシ